

川辺中学校いじめ防止基本方針

川辺中学校では、『いじめ防止対策推進法』の趣旨を踏まえるとともに、校内体制を整備し、「いじめ防止対策」を推進する。

1 「いじめ」の定義

(文部科学省が定める「いじめの定義」並びにいじめ防止対策推進法より抜粋)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童生徒が在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ防止対策」の基本的な考え方 (いじめ防止対策推進法第 13 条)

「いじめ」を重大な人権侵害としてとらえ、「いじめ」は人間として絶対に許されないという強い認識に立ち、「いじめ」問題に対して早期発見に努め、解決に向けて迅速かつ有効な対策をとる。

ア 「いじめ」の対応に当たっては、全ての教職員がそれぞれの役割と責任に応じて主体的に関わり、連携・協力して対応する。

イ 学級担任は、すべての段階の各取組について、学級経営の責任者であるという立場の重要性を認識し、積極的で能動的な対応を行う。

ウ 管理職は、すべての取組において最終的な責任者であり、それぞれの取組が円滑に行われるようマネジメントする立場であることを認識し、取組状況の把握や的確な指示・助言を行う。

エ 家庭はいじめの問題解決にきわめて重要な役割を担っている為、いじめの問題の基本的な考え方について家庭が責任をもって徹底し、深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保がなされるよう啓発を行う。

3 「いじめ防止対策」の具体的な取組

(1) 「いじめ」の相談窓口 (いじめ防止対策推進法第 16 条 3)

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決を図るために，学級担任，学年職員をはじめとする相談しやすい教職員への連絡相談はもちろんのこと，具体的な窓口を設定する。

「いじめ」の相談窓口…学級担任，副担任，関係職員（部活動顧問等），教頭，養護教諭，児童生徒支援加配，教育相談員，SC，SSW

(2) 「いじめ防止対策委員会」の設置

「いじめ」の早期発見，早期対応，早期解決を図るための組織として，「いじめ防止対策委員会」を設置する。(いじめ防止対策推進法第 22 条)

「いじめ防止対策委員会」…校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，養護教諭，児童生徒支援加配，教育相談員，SC，SSW
その他校長が必要と認める者

(3) 「いじめ防止対策委員会」の取扱事項

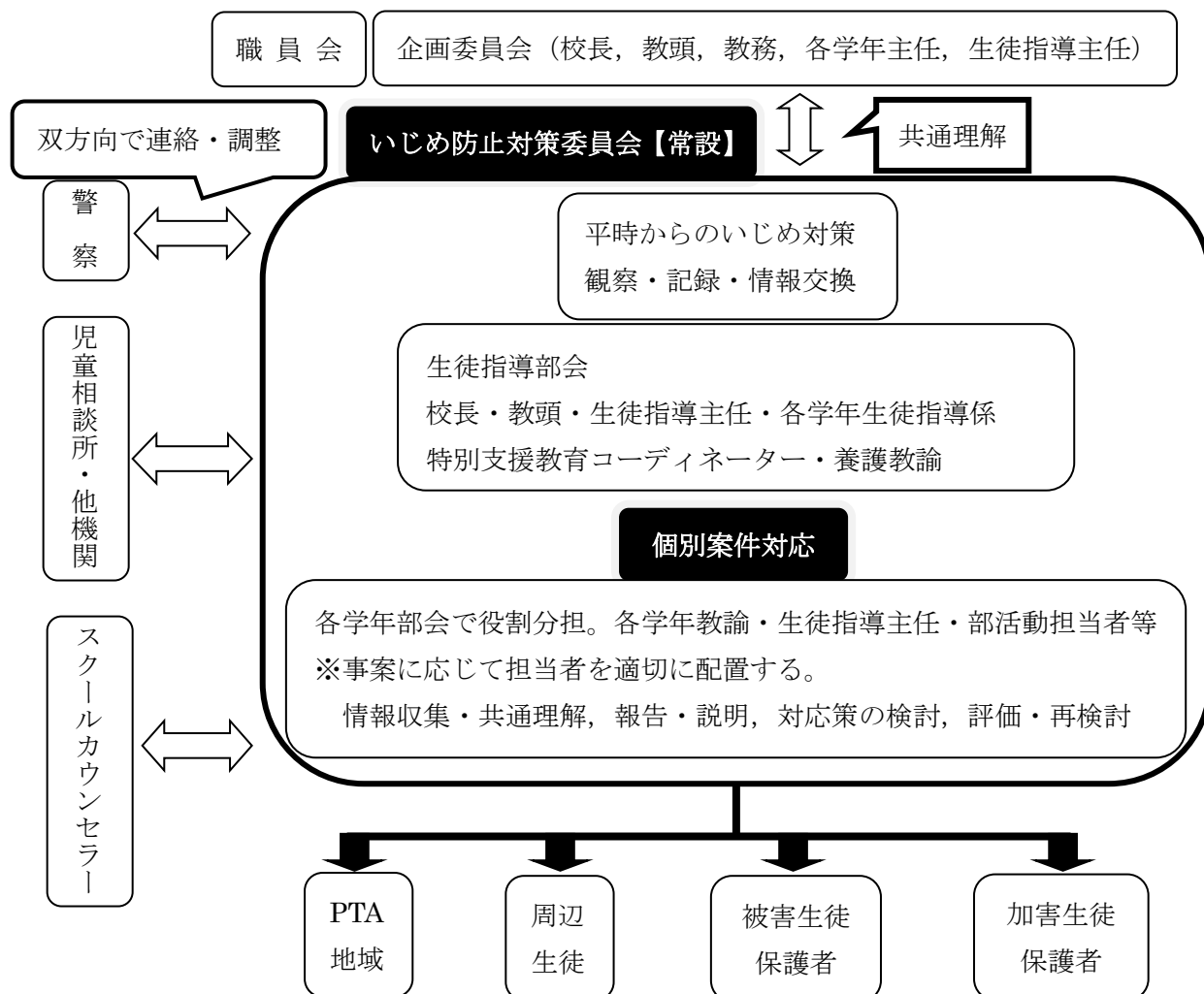
「いじめ防止対策委員会」は、次の各号に掲げる事項を行う。

- ア いじめ対策計画，またはその変更の案の作成に関すること
- イ いじめ対策計画に定める措置の実施に関すること
- ウ 学校における「いじめ」に関する通報の受付，並びにいじめに関する事案の調査及び対処に関すること（重大事態発生時も含む）
- エ 教職員間の連絡体制の確立と，保護者や関係機関との連携を図ること

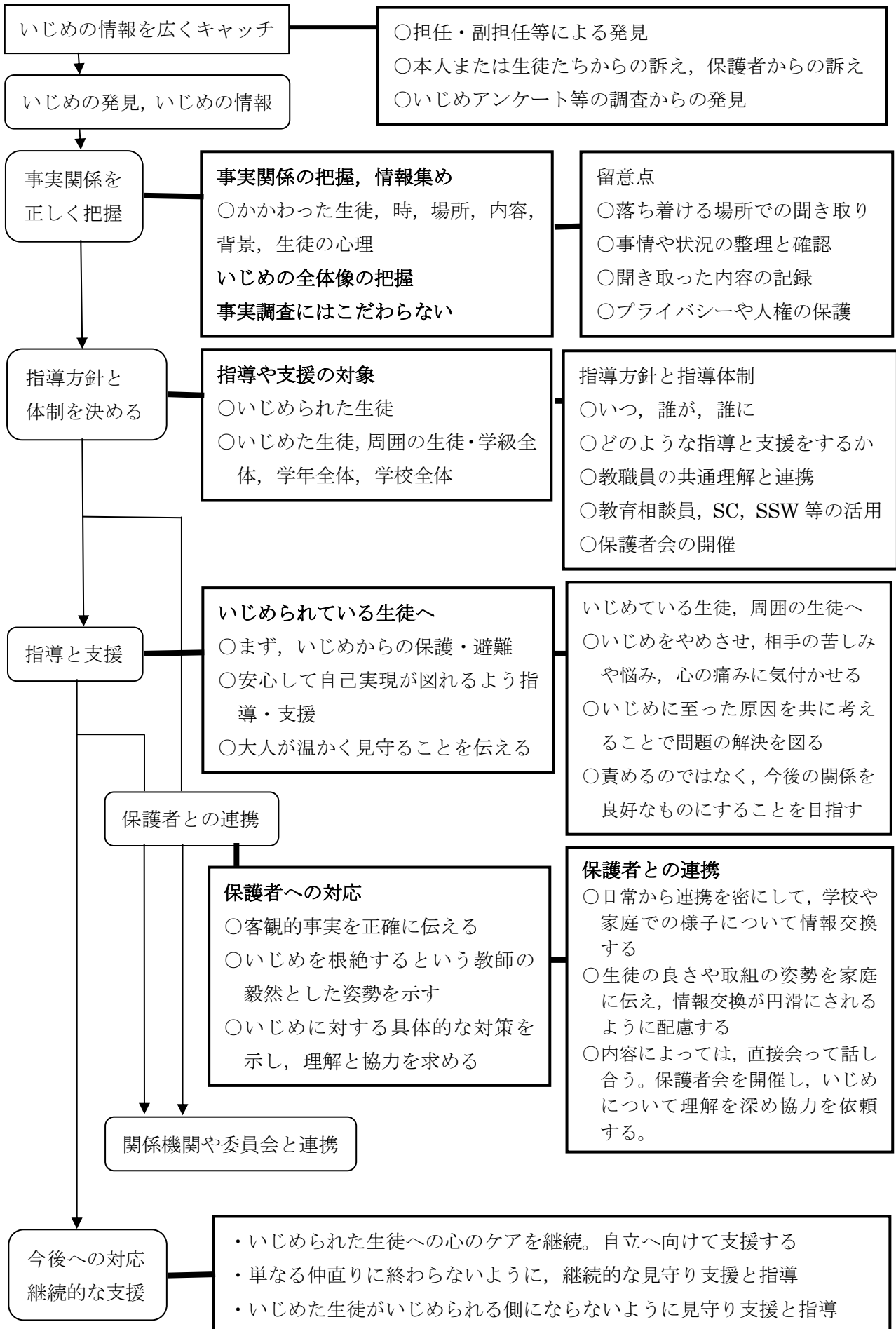
(4) 「いじめ防止対策委員会」における役割分担

	主な取組例	「いじめ防止対策委員会」において 中心的な役割を果たす者
未然 防止	○いじめに関する校内研修の計画・実施	生徒指導主任 (研修係との連携，研修計画の立案)
早期 発見	○生徒・保護者からの相談 教育相談の実施・分析・活用	学級担任・副担任・関係職員（部活動顧問等）・教頭 養護教諭・特別支援コーディネーター等 (教育相談係，関係職員との連携)
早期 対応	○被害生徒に対するケア ○加害生徒に対する組織的・継続的な観 察・指導	学年主任・養護教諭・特別支援教育コーディネータ ー等 生徒指導主任・学年主任等
重大 事態 への 対処	○被害生徒の保護（複数の職員） ○警察との連携（相談・通報） ○いじめ対策緊急保護者会等の開催	学年主任等（学級担任・学年職員等の連携） 校長・教頭・生徒指導主任 校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・学年主任等

(5) 「いじめ」に対する相談・指導体制関連図



(6) 「いじめ」への対応の基本的な流れ



(7) いじめへの対応と指導のポイント

①早期発見，早期対応のために

いじめは，早期発見，早期対応ができると不幸な結末にはならない。いじめは発見しにくいものの，発見されにくいものであることをしっかり認識しておくことである。そのため，注意深く生徒を観察することが大切であり，日常の行動や生活の様子から，ちょっとした変化でも見逃さず，特にいじめられる側の生徒のサインを見落としとしてはいけない。

I 早期発見（子どものサインを見落とさない）

○ 生徒のサインを受け止めるときの構え

- 1 いじめる側（加害）の子どもたちは「いじめ」の自覚がなく，単なる遊びのような気持ちでいる。
- 2 いじめは隠れたところで行われる。（教師の死角になるところ）
- 3 いじめられる側（被害）の子どもは，いじめの事実を訴えにくい心理状況にある。

II 早期対応（子どものサインを発見したとき・いじめの情報が入ったとき）

○ 「ちょっと様子が変わったな」「いじめかもしれない」と感じたとき・生徒のサインを見つけたとき・いじめの情報をつかんだとき，速やかに対応に当たる必要がある。「このくらいのことで・・・」「まあ，生徒たち同士で・・・」などの思い込みは，いじめの状態を深刻にさせ，いじめられている生徒の心理的ダメージを大きくさせてしまう。いじめを解決できるもつとも経験豊かな大人は教師であり，大人が解決できるように助言・支援を行う。

○ いじめかな・・・と思ったとき，「いじめはどこにでもある」と考えることから始める。自分のクラスの生徒に限って，いじめなんか・・・と抱え込むと，いじめは見えなくなってしまう。

- 1 注意深く見守り，速やかに他の教師に相談する。一人で抱え込まず，複数の目で判断する。

※ 問題発生時の危機管理。生徒指導の「さ し す せ そ」

「さ」最悪を想定して 「し」慎重に 「す」速やかに 「せ」誠意をもった 「そ」組織的な対応

- 2 いつもと違う状態や行動の背景，生徒同士の関係など，内容の善し悪しについて即断せずに全体像を正しくつかむ。ただし，いじめの原因探しはしなくてよい。原因がなくてもいじめはスタートしてしまう。原因が分かっても，なくなるものではない。

※「いつ」「誰が」「誰に」「どこで」「何を」「どのように」したのか。そして，「どうなった」5W1Hと結果について把握する。

- 3 指導を開始する時機を逸しない。（様子を見ない。→ 様子を見ている間に悪化する。）

いじめに関わっている生徒から詳細な聞き取りを速やかに行う。関わりが考えられる生徒から事実関係について詳しい情報を得るときには，生徒が自分から話そうとする様ときや場を考えたり，生徒が話しやすい教員があたったりするなど，最初の働きかけは慎重に行う。

- 4 いじめ情報の通告者が被害に遭わないように配慮し，傍観者への働きかけを並行して行う。絶対に守る。
- 5 先入観に惑わされたり，表面的な問題行動だけに目を奪われたりしないように，子どものサインを見直し，各方面からのいじめについて客観的な情報を得る。
- 6 加害，観客などからの「いじめられる側にも問題がある」という言い分は，いじめを正当化し，解決を困難にすることになるので取り上げない。どこからがいじめなのか，学校は判断しない。
- 7 いじめている子どもやいじめの周囲にいる子どもの心理を把握した慎重な対応と指導を行うとともに，いじめの構造やその様相に留意して継続的に観察し，指導にあたる。

I いじめられている子どもの心理

○ いじめられている生徒は、どうして周囲に訴えないのかを知る。

いじめは隠れたところで行われる。いじめる側の生徒たちはいじめの自覚がなく、単なる遊びのような気持ちでいることもある。しかし、いじめられる側の生徒は、いじめの事実を訴えにくい心理的な状況に陥っている。いじめにあった生徒は、孤立した状態に耐えたり、だれとも親しくないという防衛的な態度を取ったり、いじめられていてもいじめと認めない心理になったりしている。

○ 中学生になると、いじめの件数が統計的にぐんと増えるのはどうしてかを知る。

統計的に、中学生になるといじめが急に増えるのはどうしてなのか。中学生時代は「思春期の危機」無意識世界からの攻撃性、性衝動があり、第二性徴になる「男らしさ」「女らしさ」への意識過剰などがある。また、少子化による対人スキルの未熟、グループ内でのトラブル、他者からどのように見られているかについてのこだわり、自意識の芽生え、自分と大きく異なる他者への攻撃性などが考えられる。

- 1 子どもの社会の問題を親や教師に訴えることは、子どもの社会の暗黙のルールを破るものとして仕返しが恐ろしいと思っている。
- 2 自分にも原因があると思って、それを認めることはプライドが許さないという思いから、いじめられていないように振る舞うことがある。いじめられている自分を認めたくない。
- 3 訴えた結果、親や教師の行動や指導が逆効果となり、前にもまして悪い状況になると予測して、訴えることをあきらめている。訴えても効果がない、守ってもらえないと思っている。
- 4 例え間違ったことでも、多くの子どもに支持されればそれが集団のルールになるので、仲間でいたいと思う気持ちから、訴えないことによって仲間関係を維持しようとする。

II いじめられている子どもの保護を最優先にする

- まず、いじめをやめさせ、いじめから生徒を保護することを最優先にする。いじめられた生徒の心情を理解し、生徒の意向に沿って対応を図ることが大切である。「このぐらいのことで」「遊びでやっているのだろう」などの思い込みは、いじめの状況を深刻化させ、いじめられている生徒への心理的ダメージを大きくするばかりか、身体的な被害の増大を招く恐れがある。何よりも早期の適切な対応が大切であることは疑いようがない。

いじめられている子どもやその保護者からの訴えを受け止め、指導するときのポイント

- 1 いじめの訴えについて強く関心を持って誠実に受け止める。何度目かの訴えであっても、初めて聞くときのように耳を傾けて聞く。(勇気を持って訴えた生徒やその保護者の気持ちを受け止める)
- 2 いじめられている生徒の心理や周囲へ訴えない心理は様々な心理が重なっているので、子どもの立場に立ってその心情を感じ取っていく。子どもやその保護者のプライドを尊重する。
- 3 訴えを聞くときは、傾きながら生徒のことばを繰り返していく。生徒が混乱しているときは内容を整理したり確認したりすることもあるが、生徒の話に沿うようにする。保護者からの訴えは担任批判につながることもあるため、保護者の意向に沿いながら協力をあおぐようにする。
- 4 訴えを十分に聞き取ってからいじめの事実について生徒や保護者の訴えに沿って整理し確認するとともに、今まで生徒なりに努力してきたことを認め支持する。
- 5 わかっていてもいじめに立ち向かえない気持ちを理解し、性急に聞き出そうとはせず、じっくり時間をかけて指導する。その間、必ずいじめから生徒を保護する。

③いじめている子どもへの指導

I いじめている子どもの心理

- いじめている子どもは心理をどのように理解すればよいかを知る。

生徒たちの日常心理の中から、いじめる行為の動機やいじめの行為を行っているときの心理を次のように整理することができる。

いじめの動機やいじめているときの心理

- 1 友人関係をうまく作れない子どもが、友人・仲間を求める。
- 2 欲求不満、イライラを晴らしたり、相手の言動に対して反発・報復したりする。
- 3 相手をねたみ、引きずり降ろそうとする嫉妬心がはたらく。
- 4 相手を思い通り支配しようとする。
- 5 遊び気分で愉快的な気持ちを味わおうとする。
- 6 感覚的に相手を遠ざけたい、近寄らせたくないなどの嫌悪感がはたらく。
- 7 強いものに追従したり、数の多い側に入っていたいと思ったりする気持ちがはたらく。

II いじめている子どもの指導のポイント

- いじめる側の生徒も、実は心の中に苦しみやストレスを抱えていることがある。それは、いじめ側の生徒のサインとして表れることがある。サインを見つけたとき、個別の指導とともに集団への指導が大切である。

いじめている子どもやその保護者の心理を理解し指導するときの留意点

- 1 教師がいじめ行為を制止する一方で、日常生活に対する不満などの不適応感など鬱積している感情を受け止めつつ、自己表現や対人関係の能力の向上を図るように援助していく。(社会的スキルの育成が必要)
- 2 保護者にとっては、我が子がいじめの加害者であるということを認めたくないという心理が働く。そのため、我が子の自己中心的な言い分や主張に巻き込まれることがあるので、いじめが起こっている状況を、教師は子どもの言い分に巻き込まれず客観的に理解し、保護者にも客観的事実を正しく伝えて理解してもらうことが大切である。
- 3 被害者側と加害者側の保護者間のトラブルに発展しないようにするためには、事実を正確に聞き取る必要があり、保護者任せにせず、保護者の協力を得て指導にあたるのが大切である。
- 4 仲間求め、欲求不満、嫌悪感と反発など様々な気持ちが重なり合っていることが多い。いじめている子どもの心理を一面的に捉えて一斉指導するのではなく、一人一人の心理を受け止めながら個別の指導にあたる。
- 5 子どもたちの集団の中で働く心理を理解して、子どもたちが内面に持っている規範意識を行動に結びつけていく。

④いじめの周囲にいる子どもたちへの指導

○ いじめの周囲にいる子どもは、どうしていじめを見て見ぬ振りをするのかを知る。

いじめを止めることができなかつたり黙っていたりしている生徒たちは、「見て見ぬ振りをする」行動を選ばざる得ない心理状況にあると受け止める。

周囲の子どもの心理

- 1 いじめはなくなると無気力感にとらわれたり、いじめにかかわりたくないと思ったりする。
- 2 いじめを止めようと行動を起こすと、自分がいじめの対象になることを恐れている。
- 3 集団の遊びの中で、いじめかふざけか見分けがつかず、いじめをふざけや遊びだと思っている。
- 4 いじめられる子どもに非があるので仕方がないと思っている。
- 5 いじめている子どもが自分と仲良しなので、止められずに黙っている。

見て見ぬ振りをする子どもたちの心理をふまえて

- 1 教師が断固としていじめを許さず、いじめの解決に向けて積極的な姿勢を示す。
- 2 いじめを止めたり、いじめの情報を知らせたりした子どもの立場を配慮して、その生徒たちを個別に勇気づけるとともに、集団に対しては責任を持っていじめを止めることに専念する。
- 3 いじめと思われる行動を指導する際に、行動を一つ一つ取り上げて「けんか」や「もめ事」などとは違っていることを具体的に知らせる。
- 4 いじめられている生徒の痛みを思いやっといじめを止める勇気を出すことの大切さを伝える。生徒集団の力で、いじめ解決の機会をつくる指導を重ねる。

⑤教職員の組織的な指導体制の確立、保護者、関係機関等との連携

○ 教職員の指導体制や、関係機関との連携をどのように構築していったらよいかを知る。

いじめは様々な人たちからの訴えや情報があつて発見されることが多いので、全ての教職員が生徒たちを見守る指導体制が求められるようにする。校長を中心とした学校全体で協力体制を整え、組織的にその解決にあたることが大切である。どのような訴えや情報であっても誠実に受け止め、「報告（ほう）連絡（れん）相談（そう）」による組織的な対応を図っていく。

○ 「ほう れん そう」がスムーズにできるためには、日頃の教職員間のコミュニケーションと危機対応への態勢づくりが必要であることはいうまでもない。

- 1 訴えや情報に適切に対応するため、担任一人が抱え込むことなく、いじめの訴えや情報の共通理解を図り、全教職員で取り組み、学校全体でいじめの問題を解決にあたることを示す。
- 2 いじめが起きたときの具体的な取組、情報交換の仕方など教師間の綿密な連携を図る。
- 3 日常から生徒や学校の情報を保護者に提供し、信頼関係を築いていくとともに、保護者からの相談やいじめの情報の提供に、誠意のある対応をする。
- 4 学校が指導したことについて、保護者の理解を得ながら教育相談等の関係機関と連携していく。

(8)「いじめ」防止対策年間指導計画（令和３年度）

月	関 連 行 事 等	主 な 指 導 内 容
4	・ 新任式，始業式，入学式 ・ 校内生活全体指導 ・ 「いじめ問題を考える週間」の実施 ・ いじめアンケートの実施 ・ 三者面談（全学年）	・ 年度当初の指導についての確認 ・ 川辺中学校の校則の確認 ・ 道徳・学活等を利用した授業の実施 ・ 生徒の実態把握（校内，家庭）
5	・ 第１回生徒指導事例研修会 ・ 人権教室	・ 生徒理解についての研修の実施 ・ 生徒の実態把握
6	・ 心の教育の日 ・ 教育相談（「学校楽しいーと」の実施） ・ 職場体験学習 ・ いじめアンケートの実施	・ 生徒の実態把握 ・ 道徳を利用した授業の実施 ・ 教育相談の内容の把握，共有
7	・ 全体道徳 ・ 三者面談（３年生） ・ いじめアンケートの実施 ・ 終業式	・ 生徒会役員を中心とした，全校生徒参加による道徳の実施 ・ 生徒の実態把握 ・ 夏季休業中の人間関係の把握 ・ 生徒の実態把握
8	・ 「学校楽しいーと」の分析 ・ 第２回生徒指導事例研修会 ・ SOS の出し方に関する教育	・ 生徒の実態把握 ・ 分析結果と活用方法の共有
9	・ 始業式 ・ 体育大会 ・ 集団宿泊学習 ・ 「いじめ問題を考える週間」の実施 ・ いじめアンケートの実施	・ 道徳・学活等を利用した授業の実施 ・ 生徒の実態把握
10	・ 合唱コンクール ・ いじめアンケートの実施	・ 生徒の実態把握
11	・ 三者面談（３年生） ・ 修学旅行 ・ １，２年教育相談（「学校楽しいーと」の実施） ・ いじめアンケートの実施	・ 生徒の実態把握 ・ 教育相談の内容の把握，共有
12	・ 心の教育の日 ・ 職員研修（人権同和教育） ・ いじめアンケートの実施 ・ 終業式 ・ 県いじめ防止子どもサミット	・ 道徳を利用した授業の実施 ・ 生徒の実態把握 ・ 冬期休業中の人間関係の把握 ・ 県いじめ防止子どもサミットへの参加引率
1	・ 始業式 ・ 「いじめ問題を考える週間」の実施 ・ いじめアンケートの実施	・ 道徳・学活等を利用した授業の実施 ・ 生徒の実態把握
2	・ いじめアンケートの実施 ・ チャンス相談	・ 生徒の実態把握 ・ 教育相談の内容の把握，共有
3	・ 卒業式，修了式 ・ いじめアンケートの実施	・ 生徒の実態把握 ・ 一年間の反省，引継ぎ